

Q&A

Q 貯水槽水道の衛生管理に対する規制はありますか？

A 受水槽の有効容量が10m³を超えるもの（簡易専用水道）については、水道法による規制となります。10m³以下のもの（小規模貯水槽水道）については、市の要領に基づく規制となります。

Q 受水槽の有効容量とはどういう意味ですか？

A 受水槽において適正に利用可能な容量であり、最高水位と最低水位との間に貯留される量をいいます。

Q 簡易専用水道では年1回地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた検査機関の検査を受けなければならぬとされていますが、どのようなことを検査しますか？

A 書類の保管状況・施設の状態と簡易の水質検査をあわせた管理状況の検査と、給水栓における5項目の水質検査の2種類があります。

Q 小規模貯水槽水道は上記の検査を受ける必要がありますか？

A 受けなくても法的には問題ありませんが、衛生上の観点から検査を受けることをお勧めします。

Q 簡易専用水道と小規模貯水槽水道で検査内容に違いはありますか？

A 検査内容に違いはありません。

Q 検査機関はどうやって探せばいいですか？

A 厚生労働省のホームページを参考にしてください。

Q 検査費用はいくらになりますか？

A 検査機関によって値段は異なります。詳細については各検査機関にお問い合わせ下さい。

Q 検査結果が不適となっていますが、どうすればいいですか？

A ただちに改善してください。

不適になったと言うことは、水道法で定める管理基準に適合していないと言うことになります。

管理基準に適合するよう改善してください。

Q 管理状況の検査を受けるにあたって設置者が用意するものにはどのようなものがありますか？

- 1) カギ（水槽の蓋、ポンプ室の入口、高置水槽がある場合は屋上出入口など）
- 2) 図面（水槽の配置、給水する系統がわかるもの）
- 3) 定期点検記録（清掃記録：受水槽、高置水槽等飲用の給水に必要なタンク類の清掃記録）
- 4) 日常点検記録（水槽等の記録及び給水栓の水の記録）

こんなときは

- ①水質汚染事故等が発生した場合
- ②蛇口の水から色、濁り、臭い、味その他異常が発生した場合
- ③検査機関から市役所へと報告するように助言を受けた場合

上記の場合は環境課へお問い合わせください。

問い合わせ先：豊川市環境部環境課環境保全係 TEL.0533-89-2141



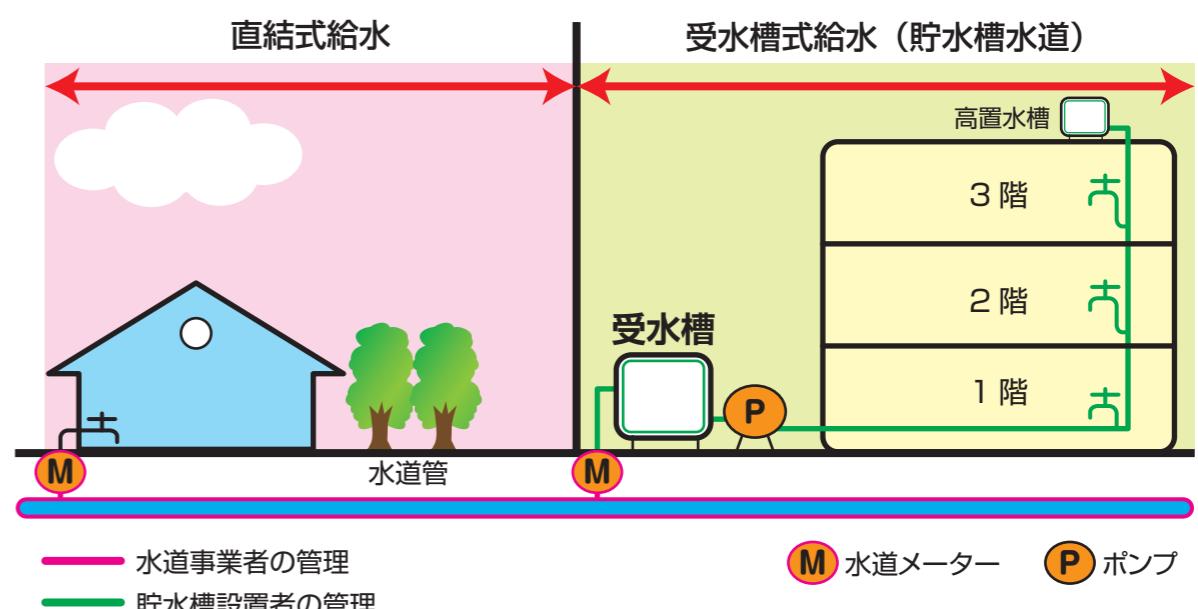
貯水槽水道の適正管理を！

貯水槽水道とは

水道は戸建て住宅などの建物に直接給水したとき（直結式給水）に快適に利用できるよう水圧などが調整されています。

このため、ビル・マンションのような高い建物や1回で大量の水を使用するような場所では、水圧が不足し十分な水量が確保できないことから、受水槽に水を貯めてから使用する「受水槽式給水」を採用しており、この方式の水道施設を「貯水槽水道」といいます。

貯水槽水道は、設置者が責任を持って定期的な水質検査、施設の清掃及び点検を行う必要があります。



貯水槽水道の種類

貯水槽水道には以下の2種類があります。

簡易専用水道

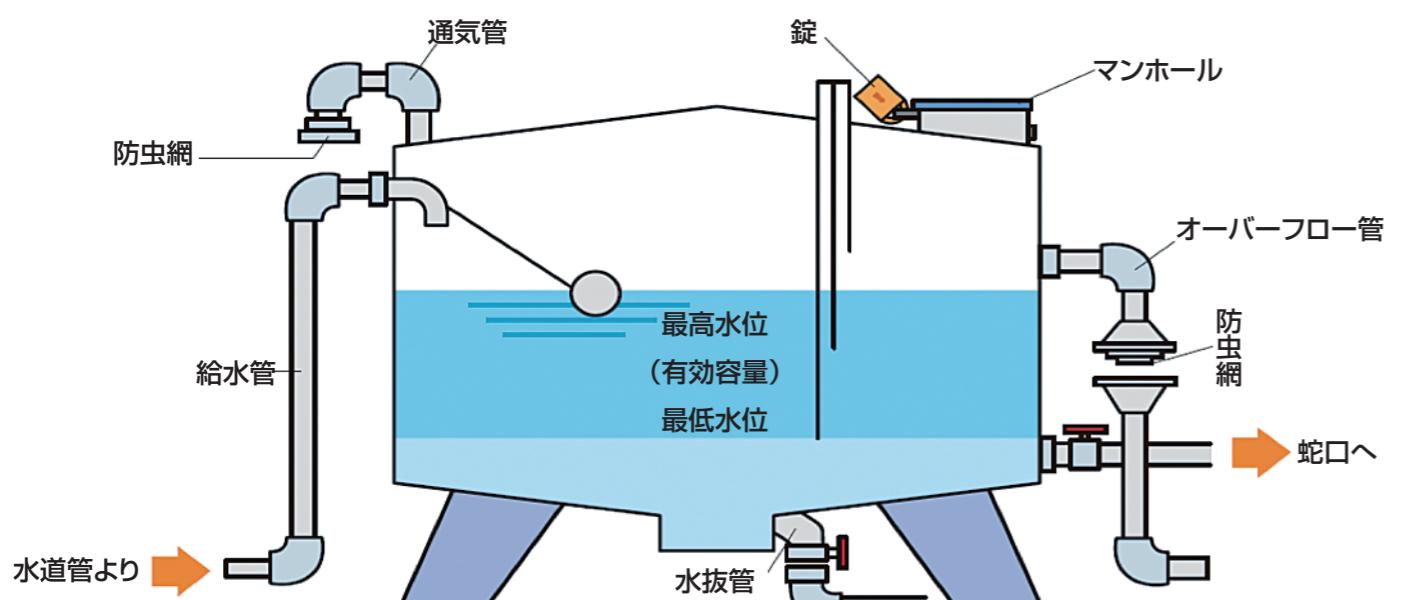
…受水槽有効容量が10m³を超えるもので
供給源が水道水のみのもの

小規模貯水槽水道

…受水槽有効容量が10m³以下で
供給源が水道水のみのもの

★ 有効容量が10m³を超えていても、飲用に使用しなければ簡易専用水道に該当しません。
(例：工業用水、消防用水)

受水槽の構造



貯水槽水道の適正な管理を

貯水槽水道の適正管理のため、以下の点について清掃、検査を実施してください。

水槽(受水槽、高置水槽)の清掃 … 1年以内に1回

水質検査 … 異常発生時

登録機関による検査 … 1年以内に1回

※簡易専用水道では、上記の清掃・点検が
水道法により義務づけられています！！
小規模貯水槽水道では上記の義務はありませんが、
簡易専用水道と同じ管理をお願いしています。



水道事業者からの助言について

水道水の供給者である水道事業者が、貯水槽水道の設置者に対して供給規定に基づき貯水槽水道の適正管理確保のため「助言・勧告」を行うことがあります。

安全にお使い頂くために

貯水槽水道は、構造的に水槽内でいったん水が開放されますので、常に空気と触れることになります。

また、サビやタンクの亀裂など設備の不良部分から、有害物質や汚水または小動物などが侵入することによって水質が劣化し、利用者の健康被害が発生するおそれがあります。そのため法令により設置者などが貯水槽水道の適正な管理を行うことが定められています。

設置者（所有者、管理を委託されている方）は、以下の点に注意して責任を持って貯水槽水道の管理を行ってください。

・日常点検（水質）

日常の水質検査は、項目ごとに毎日もしくは週1回以上行ってください。



色・にごり
などのチェック
(毎日実施)



残留塩素の
チェック
(週に1回以上実施)

・日常点検（施設）

施設の日常点検は、定期的に行ってください。

マンホール

蓋は、防水密閉で施錠等がされていますか？

通気管

防虫網は破れていませんか？

本体

水槽に、亀裂、漏水等はありませんか？

本体

雨水・汚水等が入り込む隙間はないですか？

周囲

清潔で整理整頓され、汚染の原因となるものは置かれていませんか？



周囲

水槽の周りにたまり水はありませんか？

水抜管

排水管と直接連結されていませんか？

☆日常点検の記録は3年間保管してください。